

仕 様 書

1 基準品

理想科学工業株式会社製 リソグラフRE62SII
デュプロ株式会社製 デュープリンターDP-X620

2 印刷機の仕様

なお、導入する機種は、次の条件、機能を備えていること。

- (1) 製版方式：デジタル製版方式。
- (2) 印刷方式：孔版印刷方式。
- (3) 給紙・排紙容量：1,000枚以上。
- (4) 画像解像度：読込600dpi×600dpi以上、書込300dpi×400dpi以上。
- (5) 原稿読み取りサイズ：B4サイズ(257×364mm)相当。
- (6) 印刷面積：250×355mm以上であり、B4サイズ(257×364mm)相当。
- (7) インク供給方式：全自動。
- (8) マスター給版方式：全自動。
- (9) マスター排版方式：全自動巻き取り排版または水平排版方式。
- (10) USBメモリを直接印刷機に接続しての印刷機能。
- (11) 操作パネル：カラー液晶タッチパネル
- (12) 下記の検知機能があること。
 - ・原稿有無やセットミス検知。
 - ・用紙サイズ検知。
 - ・インク、マスターなどの消耗品残量切れ検知。
 - ・用紙重送検知。
- (13) 下記の省エネ機能があること。
 - ・自動的に休止する機能。
 - ・自動的に電源が切れる機能。
- (14) 電源は100Vで3.4～3.6A。
- (15) 下記の認定もしくは適合していること。
 - ・エコマーク。
 - ・グリーン購入法。
 - ・国際エネルギースタープログラム。
- (16) 調達する印刷機に適用する専用架台を付けること。
- (17) 新品であり(再生機でないこと)、5年間の長期継続契約とするため、使用に耐えられるもの。

3 同等品による入札

- (1) 同等品（規格、品質が基準品以上のもの）での入札を可能とする。
- (2) 同等品により応札しようとするときは、令和8年4月6日（月）正午までに次に掲げる書類を提出し、同等品の規格確認を受けること。
 - ①「同等品申請書」（別紙のとおり）
 - ②応札予定品のカタログおよび仕様を満たしていることが確認できる書類

4 設置場所および台数

滋賀県立伊香高等学校（滋賀県長浜市木之本町木之本251番地）

1号館2階 印刷室 2台（同機種）

※エレベーター使用可。

5 契約期間と長期継続契約

令和8年5月1日から令和13年3月31日までとする。

また、この入札は「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年滋賀県条例第55号）」に基づく長期継続契約に係る入札で、契約期間は5年間とする。しかし議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。

なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

6 月間使用予定枚数（2台の合計）

- (1) 製版 480枚
- (2) 印刷 28,000枚

※あくまで予定数であり、発注数量を担保するものではありません。

7 保守サービスの条件

- (1) 常に正常な状態で使用できるよう、毎月1回の定期点検を行うこと。また、必要に応じ総点検を行い、常時正常に稼働するよう努めること。
- (2) 印刷機が常時正常に稼働するために必要な消耗品を円滑に供給すること。特に、インクおよびマスターは在庫を切らさないよう常備しておくこと。
- (3) 平日の9時00分から16時00分の間に故障の連絡を受けた時は、連絡から60分以内に対応に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (4) 印刷品質を維持するために、消耗品を交換する必要がある場合は、速やかに取り替えを行うこと。また、使用済み消耗品および修理時に取り外した不要部品等は速やかに持ち帰ること。
- (5) 印刷機の点検、調整および修理において、テストプリントを行う場合は、印刷機のカウンターを停止し行うこととする。カウンターを停止せずに行った場合は、製版および印刷枚数は除算すること。

8 その他

(1) 令和3年度から令和7年度の年間使用実績(2台の合計)は次のとおりである。

年度	製版数	印刷枚数
令和3年度(2021年度)	5,766版	343,680枚
令和4年度(2022年度)	6,650版	384,719枚
令和5年度(2023年度)	6,400版	356,895枚
令和6年度(2024年度)	5,308版	326,102枚
令和7年度(2025年度)	4,180版	264,352枚

(※令和7年度は2月分まで)

- (2) 機械の取扱説明書を提出すること。
- (3) 必要に応じて機械の設置場所へ社員を派遣して、適切な操作方法の指導を行うこと。
- (4) 毎月、機械別の使用カウンタ数を翌月10日までに報告すること。
- (5) 印刷機の搬入・設置・撤去・調整費等の経費は入札価格に含むこと。
- (6) 契約満了に伴い印刷機を撤去した場合は、印刷機内の残存データの消去を行うこと。また、残存データの消去処理終了後、その証明書を提出すること。なお、残存データの消去に伴う経費は、入札価格に含むこと。